



## 輸入者口座複数利用可能者登録申出書 記載要領

### ◎申出書を提出していただく方

関税等のリアルタイム口座振替方式(ダイレクト方式)による納付に係る指定預金口座(以下「NACCS 指定口座」という。)を利用する輸入者で輸出入者コードにより NACCS 指定口座をシステムに登録している方が、1口座を複数の輸入者(ただし、同一法人に限る。)で利用したい場合に本申出書を提出いただく必要があります。

### ◎記載要領

#### (1) 上段右の欄

(申出者)

- ① 会社名: 口座名義人の会社名を記入してください。
- ② 事業所名(営業所名): 本申出書をご記入いただく事業所名(営業所名)を記入してください。
- ③ 所在地: 所在地を記入してください。
- ④ 担当者名: 本申出書を記入していただく担当者名を記入してください。
- ⑤ 電話番号: 当該事業所(営業所)の電話番号を記入してください。

(提出者)

- ⑥ 会社名・所在地・電話番号: 提出者が申出者と異なる場合に提出者の会社名、所在地、電話番号を記入してください。

#### (2) 預金口座

##### ① 輸出入者コード(口座名義人)

②の口座名義人の JASTPRO コード(12 桁)または税関輸出入者コード(12 桁または 17 桁)を記入してください。

##### ② 口座番号

NACCS 指定口座の「銀行識別コード」「支店番号」「口座番号」を「- (ハイフン)、空欄」を詰めて 14 桁以内の右詰で続けて記入してください。

#### (3) 利用可能者

##### ① 上記口座を利用する輸出入者コード

前記(2)②の口座を利用する事業所(営業所)の輸出入者コード(JASTPRO コードまたは税関輸出入者コード)を記入してください。

(注) 1. 口座複数利用の登録は、同一法人においてのみ可能です。

2. 口座複数利用は、輸入者口座(※1)の利用可能者として利用者コード(5 桁)を登録すること、及び利用者口座(※2)の利用可能者として輸出入者コード(12 桁または 17 桁)を登録することはできません。

3. JASTPRO コードと税関輸出入者コードが混在した登録はできませんので、ご留意願います。

(※1) 輸出入者コードにより NACCS 指定口座をシステムに登録している口座をいう。

(※2) NACCS 利用者コードにより NACCS 指定口座をシステムに登録している口座をいう。

##### ② 更新種別

①を追加・削除する場合、該当欄に **レ** を記入してください。

(注) NACCS 利用者の NACCS 指定口座を複数利用したい場合は、「口座複数利用可能者登録調査票」をご利用下さい。

※印の欄は当センターで記入しますので、記入不要です。